

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	11月17日、使用済燃料プールのキャスク置き場内に異物(ナット1個、ワッシャー1個)及びテープ片1個があることを確認し回収した。今後、当該異物が混入した原因を調査するとともに、引き続き、異物混入防止対策を行う。確認された異物による使用済燃料等への影響はないものと考えている。これによる、外部への放射能の影響はない。	G *	11月18日公表済み

\*: テープ片は公表区分「その他」になります。

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口導電率計において、指示値不良(時々変動する)が認められたため、当該導電率計を点検。	G	
2	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(B)吐出圧力計において、指示値不良(通常値より低い)が認められたため、当該圧力計を点検。	G	
3	3号機	主発電機固定子巻線温度(3)記録計点検時、記録紙押さえ部品(プラスチック)の一部に欠損が認められたため、当該部品を交換。	G	
4	4号機	主蒸気隔離弁漏えい試験の事前準備時、同弁漏えい試験設備の弁(2弁)にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
5	4号機	主発電機(B)軸受給油圧力計点検時、同計器リミットスイッチに動作不良(動作しない)が認められたため、当該リミットスイッチを交換。	G	
6	4号機	補機冷却海水系ポンプ(B)用電動機冷却水配管の凍結防止ヒータ点検時、端子箱内ケーブル付根部に断線が認められたため、当該ヒータを交換。	G	
7	4号機	原子炉再循環ポンプ(A)用電動機・発電機セット油冷却器(A)温度調節弁点検時、ポジションナー用豆ゲージ(1個)に指示値不良(ゼロ点のズレ)が認められたため、当該豆ゲージを交換。	G	
8	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)伝熱管の渦流探傷検査時、伝熱管1本に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換。	G	